

# **中標津町産業振興条例の一部改正（案）について**

## **1. 中標津町産業振興条例について**

本町では、経済の発展と雇用の拡大を図ることを目的に中標津町産業振興条例を制定し、企業が行う一定の要件を満たす施設の新設・増設に対して、産業振興奨励金を交付しています。

## **2. 現状と課題**

当該条例は、平成16年度の改正以降、見直しがなされておらず、本条例で規定される「産業振興奨励金」の交付要件などが現在の社会情勢に即していないと考えます。特に、交付要件である「新設又は増設に伴い増加する従業員数」については、平成16年度当時とは異なる現在の深刻な人手不足の状況に照らし、早急な見直しが必要です。

また、近年、町内外の企業による本町への積極的な投資が行われていますが、こうした投資をさらに促進し、地域経済を活性化させるため、産業振興奨励金をより投資を促進する効果的な制度となるよう見直しを行う必要があると考えます。

## **3. 改正（案）の概要**

以上を踏まえ、産業振興奨励金について、次の点を改正します。

### **(1) 「新設又は増設に伴い増加する従業員数」の要件緩和**

現在の深刻な人手不足の状況に照らし、産業振興奨励金の交付要件である「新設又は増設に伴い増加する従業員数」の要件を改正。

### **(2) 援助内容の増額等**

町内外の企業からの投資をさらに促進し、地域経済の活性化を図るため、産業振興奨励金による援助内容を改正。なお、改正にあたっては、町内中小企業の投資を後押しすることを重点に置き、投資額に応じた補助率を設定。

#### 4. 新旧制度の比較

##### <現在の産業振興奨励金>（概要）

補助額：施設等の新設又は増設に係る固定資産税相当額の25%を基準年度から3年間補助金を交付

補助対象：以下の条件を満たす施設の新設又は増設を行い、その施設の設置が本町経済の振興と発展に寄与し、かつ公害を防止するための適切な措置を講じた者

施設の種別	投資額	新設・増設に伴い 増加する従業員数 ※常用雇用	概要
工場	5千万円以上	10人	物の製造・加工を行う施設
観光施設	1億円以上	10人	宿泊施設、遊園地及びこれに類する施設
特産品開発施設	1千万円以上	5人	地域特産品の開発等地域活性化に寄与する施設
その他の施設	5千万円以上	10人	本町の産業振興上特に必要と認められる施設

##### <産業振興奨励金の改正案>（概要）

補助額：施設等の新設又は増設に係る固定資産税相当額に別表1の数値を乗じて得た額をそれぞれ3年度間補助金を交付

補助対象：別表1の条件を満たす施設の新設又は増設を行い、その施設が本町の産業振興上特に必要と認められ、かつ公害を防止するための適切な措置を講じた者

別表1

投資額	新設・増設に 伴い増加する 従業員数 ※常用雇用	第1年度 (基準年度)	第2年度	第3年度
50,000,000円以上 100,000,000円未満	2人以上	100分の100	100分の75	100分の50
100,000,000円以上 500,000,000円未満	3人以上	100分の75	100分の50	100分の25
500,000,000円以上 1,000,000,000円未満	4人以上	100分の50	100分の37.5	100分の25
1,000,000,000円以上	5人以上	100分の25	100分の25	100分の25